

審査基準整理票

処 分 名	会議室の使用の許可		
根拠法令名	大津市公設地方卸売市場条例	(条項) 第66条第1項	
基準法令名		(条項)	
所 管 部 署	産業観光部公設地方卸売市場		
標準処理期間	7 日	法定処理期間	日
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内容 <input checked="" type="checkbox"/> 全部記載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載 <p>次に掲げる事項のほか、大津市公設地方卸売市場条例施行規則第81条第1号及び第2号に該当しないことを基準とする。</p> <p>(1) 営利を目的として会議室を使用するものでないこと。</p> <p>(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがないこと。</p> <p>参 考</p> <p>[根拠法令] (会議室の使用)</p> <p>第66条 別表第2に定める会議室(以下「会議室」という。)を使用しようとする者は、市長に申請し、使用の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けた者(以下「会議室使用者」という。)は、使用の許可の際に、別表第2に定める会議室使用料(以下「会議室使用料」という。)を納付しなければならない。</p> <p>3 既納の会議室使用料は、これを返還しない。ただし、市長が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>大津市公設地方卸売市場条例施行規則 (入場の制限等)</p> <p>第81条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その入場を制限し、又は退去を命ずることができる。</p> <p>(1) 市場の業務に支障を及ぼす行為を行った者又は行うおそれがあると認める者</p> <p>(2) 危険物又はごみその他の廃棄物を市場に持ち込もうとする者又は持ち込んだ者</p>			

(3) その他市長が適当でないと認める者

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる